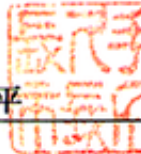


様式第13号その1(第11条関係)

30指令5号	
一般廃棄物収集運搬業許可証	
住所 瀬戸市山の田野43番地の303 氏名 有限会社岩田清掃 代表取締役 岩田勝次	
平成30年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。	
平成30年3月1日	
長久手市長 吉田 一平 	
取扱一般廃棄物の種類	塵芥(ごみ)
取扱業務	収集及び運搬
業務区域	長久手市全域
許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
条件 許可変更の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則に定められた事項に準じて衛生的に処理すること。 2 長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則に定める条項を遵守すること。 3 尾張東部衛生組合の許可条件を遵守すること。 4 一般廃棄物処理業を廃止し、取消し、又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損失補填には応じない。 5 前各号にかかわらず、法律等が改正された場合、又は市長が必要と認めた場合は、許可を取消し、条件を変更し、又は別に指示することがある。

変 更 届

平成30年8月15日

長久手市長 殿

届出者 住所

瀬戸市(市)の用13番地の303

株式会社 岩田清掃

氏名

代表取締役 岩田勝次

法人にあつては主たる事務所の

所在地、名称、代表者名

長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	平成 30 年 4 月 1 日	許可番号	30 指令 5 号
変更年月日	平成30年7月3日		
変更内容	変更事項	商号変更	
	変更前	有限会社 岩田清掃	
	変更後	株式会社 岩田清掃	
変更する理由	商号変更の為		

